

デジタルを活用した所得制限付き給付制度を

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

経済対策の柱として行われる、18歳以下の子供1人あたり10万円の現金給付について、所得制限を付けるかどうか、公明党と自民党との間で大きな議論が行われ、結局現行の児童手当で行われている世帯主960万円以下という所得制限が導入されることとなった。

所得制限を設けるかどうか、今後わが国の様々な給付に大きな影響を及ぼす話なので、論点や課題をきちんと整理しておく必要がある。以下は筆者の考え方である。

所得制限を設けるかどうかの論点は、大きく2点、限られた財源の有効活用かどうかという点（政策効果）と、迅速な給付につながるかどうかという点である。

まず政策効果だが、将来世代の負担となる赤字公債を増発して高所得者の子供にまで現金給付をすることの意義は薄いと考える。コロナ禍という「緊急事態」の中で埋没した議論となっているが、事態終息時には改めて問いなおすことが必要だ。

本稿では、「迅速な給付」について論じてみたい。「困窮世帯を把握するには時間がかかる」ことを論拠に所得制限なしを主張した公明党の主張には、「困窮世帯を所得で定義するには議論百出で時間がかかる」というこ

とと、「所得に連動させて給付を変えるシステム構築に時間がかかる」という2つの論点が含まれている。

確かに「困窮世帯とはどのような世帯なのか」を議論し始めると、収拾がつかなくなる可能性はある。しかし、拠出制度に基づく社会保険は別にして、社会扶助には様々な所得制限が導入されている。これは、予算制約の下で政策効果を上げるためには対象を絞ることが必要という考え方（選別的制度）に基づいている。なにも「困窮」を突き詰めて定義をしたわけではなく、関係者で議論して所得条件を決めればいい話だ。

残るは、「システム構築に時間がかかる」という論点だ。確かに、所得に応じた給付を構築するには、所得情報と給付との連携システムが必要になる。実は、これを可能にしたのが本年3月に成立した「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」である。特別定額給付金の事務が、マイナンバー利用事務に該当せずマイナンバーの利用ができなかったり、本人の受取口座の確認に手間取ったことの反省から行われた改正である。筆者も法律の作成にあたって内閣官房に設置された「マイナン

バー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」で議論に参加した。現在新たな立法の下で、地方自治体が保有する住民の所得情報の世帯合算や給付への連携は可能で、システムさえ作れば迅速給付ができることになっている。大学生への修学支援制度は、世帯年収を3つに区分して支給しており、番号で情報連携され実施されている。今後、本人の申請なく国・自治体で要件を把握してプッシュ型で給付などを行うことが予定されているが、それにはこの情報連携システムの構築が必須となる。

もう一つ付け加えたいのは、10万円給付して事後的に所得として処理し、申告で取り返せばいいではないかという「事後精算方式」

は非現実的だという点である。

わが国の就業者は6,700万人、納税者は5,400万人、そのうち8割強の者の適用税率(所得税)は5%か10%で、40%以上の税率で課税される者はわずか40万人程度だ。また大部分の者は年末調整で完結しており、これを取り返すには会社の事務コストが増えるだけで返ってくる税金は極めて少なく、「事後清算」とはならないのである。

必要なことは、デジタルガバメントに向けて進む中、「所得制限なし」という知恵のない給付を排除し、情報連携による効果的な給付システムを早急に構築することだ。それがコロナ禍から学んだことのはずだったが。